

OSAKA 光のルネサンス 2024 大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 業務名称

OSAKA 光のルネサンス 2024 大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業の趣旨・目的

大阪・光の饗宴は、OSAKA 光のルネサンスと御堂筋イルミネーションをコアプログラムとし、大阪府内の団体等が各エリアで展開する光のプログラムをエリアプログラムとして、大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、大阪観光局、経済団体等。以下「実行委員会」という。）が開催するもので、大阪の冬の風物詩として定着してまいりました。

このたび実行委員会では、OSAKA 光のルネサンス 2024 のメインコンテンツである「大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング」制作、照射及び設置・撤去業務について、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用し、都市ブランドの向上に資する魅力的かつ集客力の高いコンテンツとして実施できるよう、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

（2）業務内容

具体的内容については、「OSAKA 光のルネサンス 2024 大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）（別紙1）を参照すること。

参考 OSAKA 光のルネサンス 2024 事業概要

- (1) 事業名称：OSAKA 光のルネサンス 2024
- (2) テーマ：中之島の水辺に広がる光のアート
- (3) 開催日程：令和6年12月14日（土）～12月25日（水）までの12日間
- (4) 開催時間：17時から22時まで
※一部コンテンツは令和6年11月3日（日・祝）～12月31日（火）の17時から23時まで（12/31のみ17時から25時まで）
- (5) 開催場所：大阪市役所周辺から中之島公園

（3）契約上限額

金18,816,500円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

（5）履行場所

大阪市中央公会堂東側壁面及び実行委員会が指定する場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発

注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

契約内容は発注者と受注候補者が十分な協議を行い、仕様書及び企画提案書等に基づき決定し、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

「業務委託契約書（経常型）」（別紙3）参照

(4) 契約保証金

免除 ※大阪市契約規則第37条第1項第3号に準ずる。

(5) 再委託について

ア 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受注者又は下請請負人の名称、委任し、又は請け負わせる業務内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

イ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、当該第三者に対して情報の守秘、適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならず、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

ウ 再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ イベントの延期または中止等となった場合は、契約期間や業務内容、及び委託料を変更する契約変更を行う。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 直近1カ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費

税及び地方消費税を完納していること。

- ウ 企画提案時において、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請をすることができる。その場合は、構成する全事業者（以下「構成員」という。）が上記ア～カの条件を満たし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、他の共同事業体の構成員となることはできない。
- ク 大阪府内に事務所もしくは営業所があること。
- ケ 直近3年以内に、同種事業の実施実績を有すること。なお、同種事業とは受注等により制作した、プロジェクトマップ等業務実績。（共同事業体の場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。）

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 公募開始 | 令和6年5月24日（金） |
| ・ 仕様書等配布開始日 | 令和6年5月24日（金） |
| ・ 質問受付開始 | 令和6年5月24日（金） |
| ・ 質問受付締切 | 令和6年6月 4日（火）午後5時まで |
| ・ 質問に対する回答 | 令和6年6月 7日（金） |
| ・ 仕様書等の配布期限 | 令和6年6月11日（火）午後3時まで |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和6年6月11日（火）午後3時まで |
| ・ 参加資格審査結果通知 | 令和6年6月14日（金）（予定） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和6年6月25日（火）午後3時まで |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和6年7月上旬頃 |
| ・ 選定結果通知 | 令和6年7月上旬頃 |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和6年7月中旬頃 |

6 応募手続き等に関する事項

（1）仕様書等の配布

本プロポーザルにおける仕様書等の関係資料については、令和6年5月24日（金）よ

り配布を開始する。配布を受ける場合は、「仕様書等配布願」（様式1）に必要事項を記入し、令和6年6月11日（火）午後3時まで以下記10の提出先まで電子メールで提出すること。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けない。

電子メールの「件名」に「【仕様書等配布願：大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務】」と明記すること。電子メール送信後は必ず到着の有無を提出先あて電話すること。

本プロポーザルに参加を希望する者は仕様書等の関係資料の配布を必ず受けること。仕様書等配布願の申請がなかった者は本プロポーザルに参加できない。

（2）質問の受付・回答

ア 受付開始

令和6年5月24日（金）

イ 受付期限

令和6年6月4日（火） 午後5時まで（必着）

ウ 受付方法

- ・ 質問は、「質問書」（様式7）に記載し、下記10の提出先まで電子メールで提出すること。口頭、電話、ファクシミリ、持参での質問は一切受け付けません。
- ・ 共同事業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて電子メールを送信すること。
- ・ 電子メールの「件名」に「【質問：大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務】」と明記すること。
- ・ 電子メール送信後は必ず到着の有無を提出先あて電話をすること。

エ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年6月7日（金）に大阪市、大阪府及び大阪観光局の各ホームページ及び大阪・光の饗宴公式ホームページにて随時公開する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

（3）参加申請手続き及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- ② 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- ③ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）
- ④ 使用印鑑届（様式5）
- ⑤ 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- ⑥ 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- ⑦ 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- ⑧ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- ⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3）

でも可)) 【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

⑩ 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書(写し)

※⑧及び⑨は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※④～⑩は、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

① 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-2)

② 共同事業体届出書兼委任状(様式3)

③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

④ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)

⑤ 使用印鑑届(様式5) ※代表構成員のみ

⑥ 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ

⑦ 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)

⑧ 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約) 【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

⑨ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

⑩ 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可)) 【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

⑪ 直近1ヵ年の財務状況がわかる書類(貸借対照表、損益計算書など)(写し)

⑫ 共同事業体協定書(写し)

※③、④及び⑦～⑪は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※⑨及び⑩は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※⑤～⑪は、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3に承認番号を記載すること)。

イ 提出部数

1部(コピー不可)

ウ 提出期限

令和6年6月11日(火)午後3時まで(必着)

エ 提出方法

- ・提出の1日前までに下記10の提出先に事前連絡をおこない、持込予約をすること。
- ・提出期限までに下記10の提出先まで提出書類を持参すること。
- ・持参以外の方法では受付をしない。

オ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに令和6年6月14日(金)(予定)までに通知する。

(4) 企画提案書類の提出

企画提案の際は、本募集要項のほか「仕様書」の内容についても十分理解のうえ参加すること。

ア 企画提案について

「OSAKA光のルネサンス2024大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング

制作等業務」について、事業全体の趣旨を理解し、「OSAKA光のルネサンス2024」のメインコンテンツとして、斬新で魅力的な企画提案を求める。

イ 企画提案書作成の留意点

- ① 大阪・光の饗宴及びOSAKA光のルネサンスの趣旨を十分に踏まえた内容とすること。
- ② これまでの実施内容にとらわれず、新たな発想でより魅力的な企画提案とすること。
- ③ 実現性を十分に精査した業務計画書で、実現に向けた詳細なスケジュールや推進体制を明記すること。
- ④ 多くの観客動員が予想される事業であることから、円滑で安全な事業実施ができる会場運営・施工計画とすること。
- ⑤ 提案した企画内容は必ずしも実施されるものではなく、実行委員会と協議のうえ実施の可否を実行委員会が決定する。

ウ 提案を求める書類

- ① 企画提案書（A4 自由様式）
(1) 作品コンセプト・テーマ及び作品タイトル・概要説明、(2) 絵コンテ、(3) ストーリー展開、(4) 音楽コンセプト、(5) スケジュール、(6) 推進体制、(7) その他
※企画提案書作成にあたっては、上記①「企画提案について」、②「企画提案書作成の留意点」、仕様書（別紙1）、及び7(1)「選定基準」の内容を十分に踏まえること。
※提案にあたり、実行委員会が保有するロゴデータや画像データ等の使用を希望する場合は、下記10へ問い合わせること。
- ② 収支計画書（様式自由）
※収支計画書には業務ごとの内訳の詳細を記載すること。
- ③ 同種・同類業務の実績書（様式6）

エ 提出部数

上記①～③の書類について、それぞれの正本1部、副本10部
※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

オ 提出期間

上記6(3)オの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から、令和6年6月25日（火）午後3時まで（必着）

カ 提出方法

- ・提出の1日前までに下記10の提出先あて電話で、持込予約をすること。
- ・提出期限までに下記10の提出先まで提出書類を持参すること。
- ・持参以外の方法では受付をしない。

キ その他

実現可能性を十分考慮した事業内容を提案すること。なお、本事業において、企画した提案を受託者の責めにより実行できない場合、来年度以降、本事業に加え、大阪府市が構成員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる可能性がある。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、以下の選定基準の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		配点
1 制作内容		60点
作品コンセプト・テーマ・メッセージ性	○大阪・光の饗宴及び OSAKA 光のルネサンスの趣旨等を十分に理解し、都市ブランドの向上に資する企画内容となっているか。 ○子どもから大人まで、世代を問わず観客の期待感を抱かせるようなコンセプトやテーマとなっているか。 ○光のルネサンスのメインコンテンツとして楽しみや満足感を提供できるメッセージ性の高い企画内容となっているか。	25点
独創性・表現力・インパクト	○独創的で、高い表現力やデザイン性が認められる作品か。 ○色彩、コントラスト、色の配置などに工夫が凝らされているか。 ○観客に驚きや感動を与え、インパクトのある提案内容であるか。 ○中央公会堂の建造物の特徴を十分に活かした作品となっているか。 ○冬の風物詩らしく「クリスマス」や「年末年始」を意識した映像となっているか。	25点
集客効果	○国内外に広く発信し、集客性のある提案内容であるか。	10点
2 実施計画及び体制		20点
○制作及び実施までのスケジュールは、各種申請期間等を考慮した提案となっているか。 ○本業務を確実に実施できる業務推進体制が提案されているか。 ○本業務を実施するにあたり来場者等に対し、適切な安全対策がなされているか。		20点
3 実現性		15点
○業務を確実かつ効果的に推進し、実行委員会との各種調整に配慮した推進体制となっているか。 ○企画内容について、スケジュールや実施計画に確実性があり、また臨機応変な対応ができるスケジュールとなっているか。		15点
4 価格		5点
○契約上限額と同額の提案をした事業者は1点、最も低い価格を提案した事業者は5点とする。その他の事業者には、契約上限額と最も低い提案価格の差額を5分割し、提案価格に応じ1点から5点とする。 ※なお、提案上限額を上回る提案の場合は失格とする。		5点
合計		100点

(2) 選定方法

上記(1)の選定基準について有識者会議を開催し、委員の意見を聴取のうえ、発注者が受注候補者を決定する。

- ① 有識者会議は、選定基準に沿って企画提案書等の評価を行う。
- ② 有識者会議は非公開とし、評価内容についての質問や異議は一切受け付けない。
- ③ 有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

ア プレゼンテーション審査

A 実施日

令和6年7月上旬頃

B 場所（予定）

大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階会議室

※詳細は、参加資格審査結果通知の際に通知する。

C 内容・方法等

(a) 上記6(4)ウで提出した企画提案書等をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。

※プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。

※先に提出した企画提案書等のみ使用できる。それ以外の配布物は認めない。

(b) 1事業者あたり30分程度（うち説明15分程度、質疑応答15分程度）

※説明時間等については、変更する場合がある。

(c) プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

D 出席者

1事業者あたり4名以内とし、共同事業体の場合も同様とする。

イ 評価について

- ① 評価点が最も高い者を受注候補者とする。
- ② 全委員の評価合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、以下の順で受注予定者を選定するものとする。
 - (1) 審査項目「1 制作内容」の評価点が最も高い提案者
 - (2) 審査項目「2 実施計画及び体制」の評価点が最も高い提案者
 - (3) 審査項目「3 実現性」の評価点が最も高い提案者
 - (4) 審査項目「4 価格」の評価点が最も高い提案者
- ③ 評価点が最も高い提案者の評価において、評価点が6割を下回った場合若しくは、1項目でも0点がある場合は、受注候補者として選定しないことがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 選定結果が通知されるまでの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 収支計画書に記載の額が上記2（3）の契約上限額を超えているもの。
- サ 実行委員会に対して不当な圧力や妨害行為を行うこと。

（4）選定結果の通知及び公表

ア 通知方法及び通知時期

全ての参加者に対し、令和6年7月上旬に通知する。

イ 公表方法、公表時期及び公表内容

大阪府、大阪市及び大阪観光局のホームページ及び大阪・光の饗宴公式ホームページにおいて、選定結果に関する情報を令和6年7月上旬に公表する。

選定の手続きや選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を表すものとする。

- ① 最優秀提案者と評価点・提案金額
- ② 全提案者の名称 ※申込順
- ③ 全提案者の評価点 ※得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント

※ 選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ記載する。

※ 応募が1者もしくは2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、①を公表し、③は公表しないこととする。この場合は、最優秀提案者の選定理由④において、選定理由がより解り易いように示す。

8 応募者がいない場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）」及び「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 採用された場合でも、提案内容全ての実施を約束するものではない。関係機関等との調整により、実施不可能となる可能性がある。
- (4) 提出された全ての書類及びデータ等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注候補者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪府情報公開条例及び大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。

- (7) 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は、大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プレゼンテーション審査において次順位以下となった参加者のうち、評価点が上位であった者から順に契約交渉を行う。ただし、評価点が6割を下回っている者を除く。

10 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局観光部観光課（まち魅力担当）

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟12階

電話：06-6469-5166

E-mail：hikari-kyoen@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時～午後5時30分とし、土・日・祝及び月から金の午後0時15分～午後1時を除く。

11 関係資料等

- 【別紙1】 OSAKA光のルネサンス2024大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務委託仕様書
- 【別紙2】 参考図面
- 【別紙3】 OSAKA光のルネサンス2024大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピング制作等業務委託契約書
- 【別紙3-1】 著作権に関する特約条項(業務委託契約書)
- 【別紙3-2】 部分払に関する特約条項(業務委託契約書)
- 【様式1】 仕様書等配布願
- 【様式2-1】 公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）
- 【様式2-2】 公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）
- 【様式3】 共同事業体届出書兼委任状
- 【様式4】 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書
- 【様式5】 使用印鑑届
- 【様式6】 同種・同類業務の実績書
- 【様式7】 質問書